

令和8年度京都御苑自然苑路等改修設計業務  
特記仕様書

1. 件名

令和8年度京都御苑自然苑路等改修設計業務

2. 適用

(1) この特記仕様書は、環境省における設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本業務の履行に適用する。

なお、共通仕様書は環境省のホームページに掲載しているもの（平成29年7月改定版）を適用し、アドレスは以下の通りである。

<https://www.env.go.jp/content/900493288.pdf>

(2) この業務にあたっての一般事項は、共通仕様書によるものとする。

3. 業務の目的

京都御苑の自然苑路等について、不陸、浮き根、排水不良等により歩行上の支障が生じているため、利用者の安全で快適な利用を確保するとともに、災害時において円滑に避難できるよう改修設計を行う。併せて、必要な情報を提供するため、誘導標識等（案内、注意喚起標識を含む）の検討を行う。

4. 用途地域等

項目	内容
区分	国民公園
都市計画区域	都市計画区域内
市街化区域	市街化区域
用途地域	第二種住居地域
防火地域	法22条区域
その他地域	周知の埋蔵文化財包蔵地、特別用途地区（京都御苑国際文化交流促進・歴史的環境保全地区）、都市施設（公園）、歴史遺産型美観地区（一般地区）、眺望景観保全地域（境内の眺め）、広域避難場所、15m第1種高度地区、京都御苑鳥獣保護区（府指定）、屋外広告物規制区域（禁止地域）

5. 業務の内容

対象範囲：別紙1のとおり

対象施設：自然苑路等（土道・芝生、砂利道、舗装路等） 4.4km

設計内容：実施設計（苑路等の舗装、排水対策、サイン、付帯施設等の検討を含む）

設計条件：次のとおり

- 規模 : 歩道 4.4km
- 地形 : 平地
- 難易度：やや複雑（景観・植生保護、当事者参画等）
- 改修設計を含む場合：工作物等の見直し等の場合

なお、業務の検討にあたっては、必要に応じて『自然公園等施設技術指針（平成25年7月制定、令和4年3月改定）』を参考にすることができる。

[https://www.env.go.jp/nature/park/tech\\_standards/02.html](https://www.env.go.jp/nature/park/tech_standards/02.html)

#### (1) 与条件の確認及び調査

与条件の確認及び調査は、資料収集及び現地調査により、自然条件、人文条件、社会条件及び関係法令等の与条件の詳細を確認し、実施設計の検討に必要な設計条件等を整理する。現地調査では晴天時だけでなく、雨天時や降雨後の状況についても確認すること。

#### (2) 実施設計の検討

実施設計の検討は、(1)を踏まえ、整備・改修が必要な施設を抽出し、施設の構造、材料、規格、デザイン、施工方法等、工事に必要な詳細を検討する。検討にあたっては、安全性、快適性、機能性、デザイン性、景観との調和性、既存施設との統一性などに加え、整備後の維持管理を想定した設計とする。また、ユニバーサルデザインに配慮する。

<想定する検討項目>

##### ○ 共通

- 老朽化又は破損した施設の改修
- 主要な施設への誘導サイン等
- ベンチ等路傍休憩施設
- 縁石、柵等の歩道付帯施設
- 水たまりやぬかるみ等の解消
- 苑路付近の樹木管理
- 既存の「車いす対応苑路」については走行実効性の担保
- ※ 「車いす対応苑路」については以下のユニバーサルデザインマップを参照  
<https://www.env.go.jp/garden/content/000240774.pdf>
- 舗装化の場合は車両・重機の走行に耐える舗装圧とする。
- 舗装化の場合は、必用に応じて自転車の乗り入れを防ぐための検討を行う。

##### ○ 土道・芝生

- 歩道の不陸・浮き根等の解消
- 植生保護のための迂回ルートを検討
- 利用者数や利用形態等の状況を踏まえた舗装化の検討

##### ○ 砂利道

- 車いすやベビーカー等の使用を想定した安全性・通行性の確保
- 景観との調和に十分留意する。

##### ○ 児童公園

- ぬかるみ解消のための排水施設の検討
- 排水した雨水は既存排水系統への接続等により近衛池への流入を検討す

る。

- 利用者数や利用形態等の状況を踏まえた舗装化の検討
- 必要に応じて、自転車と歩行者の分離
- 児童公園外周の砂利道は上記「砂利道」と同様の検討を行う。

○桂宮邸跡隣接地

- 桂宮邸跡一般公開エリアに接続する歩道の明確化・効果的な誘導
- 歩道の明確化にあたっては上記「土道・芝生」と同様の検討を行う。

○バードバス・森の文庫

- 車いすやベビーカー等の使用を想定した安全性・通行性の確保
- 景観との調和、生態系への配慮等に十分留意する。

(3) 実施設計図の作成

位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断面図、撤去図等）、構造図及び法令協議等に必要な図面及び工事特記仕様書とする。

なお、実施設計図は発注者の指示する工区ごとに分割すること。

(4) 数量計算

数量計算は、工事に必要な数量すべての計算で数量計算書を作成する。また、設計する施設等は、安全でかつ効率的・経済的なものでなければならず、特に必要なものについては構造計算を行う。

なお、数量計算書は発注者の指示する工区ごとに分割すること。

(5) 工事費内訳書の作成

「自然公園等工事内訳書標準書式」（平成 29 年）及び共通仕様書により設計内訳表、単価表、見積比較表等を作成し、工事費の算出を行う。

各単価表に用いた積算根拠を明示し、各積算基準の写しを添付すること。

材料単価等の根拠として物価資料等を用いる場合は最新（報告書作成時）のものを用い、写しを添付すること。工事設計額の算出の積算資料として見積書を用いる場合は、3 者以上の者から見積書を徴収し、見積比較表を作成のうえ、異常値（平均±30%以上の値）を除いた平均価格を採用する。

なお、工事費内訳書は発注者の指示する工区ごとに分割すること。

(6) 実施設計説明書の作成

実施設計説明書は、施設の整備に際しての具体的な工事内容や指示をわかりやすくとりまとめる。希少な野生生物や利用者への配慮事項など工事の実施にあたっての留意事項のほか、施工機械の指定、車両・施工機械等の搬出入、作業ヤードの設置、関係法令手続きの手順等に関し具体的に示す。

(7) 照査

照査は、設計の各段階において実施することとし、与条件確認、設計方針の妥当性、比較検討の確認、選定工種の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書・工事費内訳書の精査等とする。

(8) 設計協議

業務開始時 1 回、中間打合せ 4 回、最終打合せ 1 回、計 6 回実施する。打合せ後、概要をまとめた打合せ記録簿を作成し、3 営業日以内に発注者に提出し確認を受ける。

(9) 協議会等開催

ユニバーサルデザイン等の観点から有識者 1 名及び車いす使用の当事者等 5 名

程度（以下、有識者等という。）参画のもと、現地にて協議会を2回開催する。本協議会で得られた意見は、設計条件への反映の可否を整理したうえで発注者と協議し、設計内容に反映する。

協議会等開催は、「資料作成」、「実施・運営」、「実施記録まとめ」とし、協議会開催後、概要をまとめた記録簿を作成し、3営業日以内に発注者に提出し確認を受ける。

有識者等に対しては、1回1名あたり18,500円の謝金及び旅費（京都府内在住者を想定）を支給する。

## 6. 業務履行期限

契約締結日 ～ 令和8年12月14日（月）まで

## 7. 成果物

紙媒体：報告書 2部

電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R 1枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省京都御苑管理事務所庭園科

## 8. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 9. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性

の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 10. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 本業務を行うに当たって、入札参加希望者は、必要に応じて次の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

- 令和2年度京都御苑施設整備基本計画策定業務報告書（令和3年3月）
- 令和3年度京都御苑苑路バリアフリー改修設計業務（令和3年8月）

資料閲覧を希望する者は、入札説明書の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、各資料における情報セキュリティ保護等の観点から、掲示できない場合がある。

## 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

## 2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows11 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

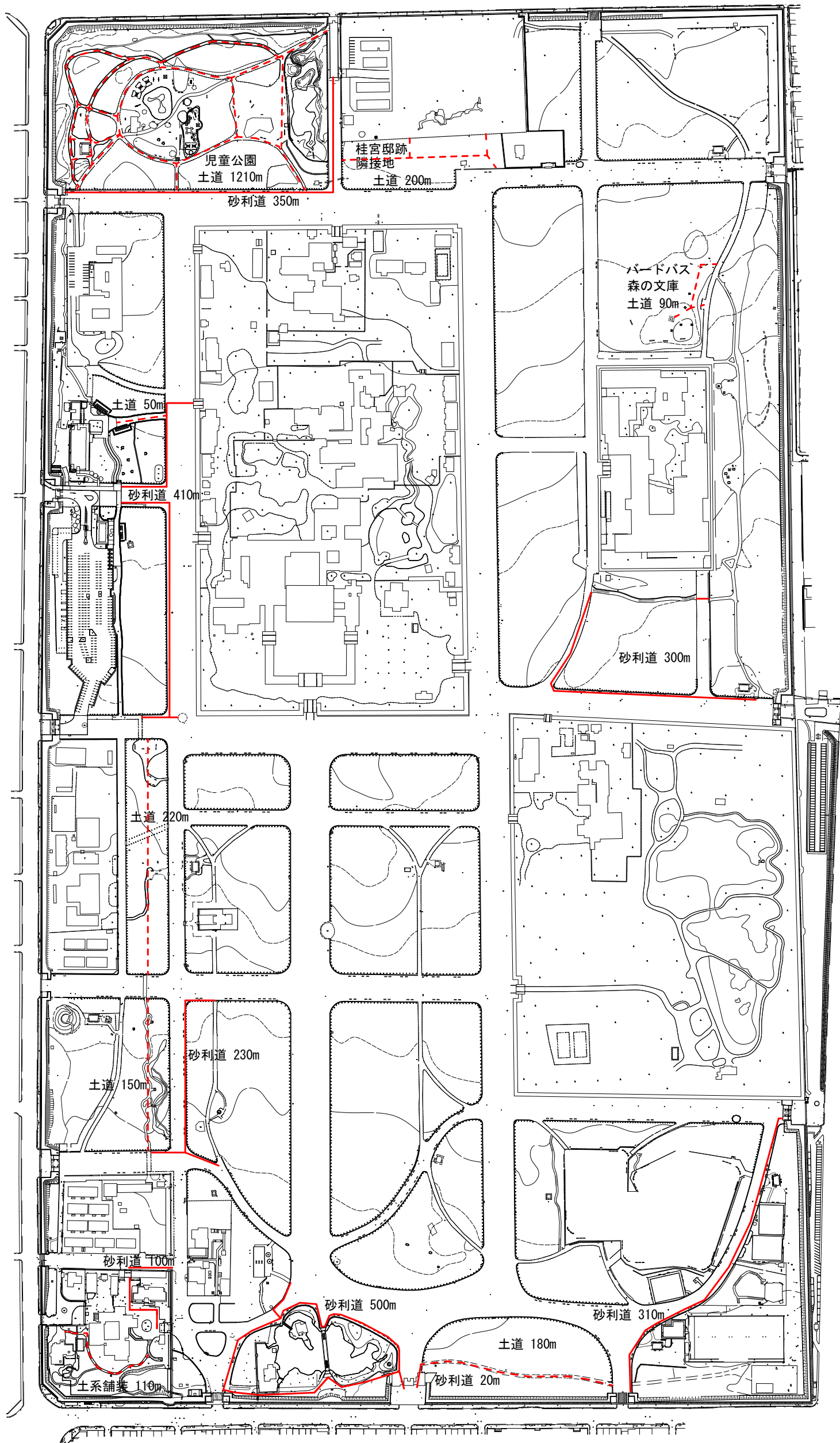
(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

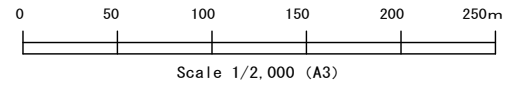
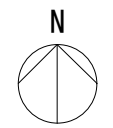
(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。



- - - 土道・芝生・土系舗装  
 ——— 砂利道



公園名称	国民公園 京都御苑		
工事名称	令和8年度 京都御苑自然苑路等改修設計業務		
図面名称	位置図	縮尺	1:2,000 (A3)
年月日	令和8年4月	図面番号	/
会社名		照査	設計
事務所名	環境省 自然環境局 京都御苑管理事務所	照査	設計